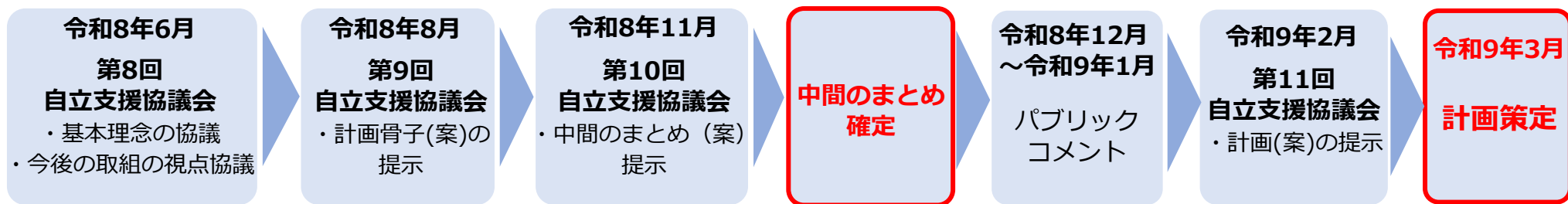


1 趣 旨

- 令和8年度末で「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」の計画期間が満了となる。
- 国や都の動きのほか、本区における施策の進捗状況や実態調査の結果、障害者等を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和9年度を始期とする「(仮称)中央区障害者計画・第8期中央区障害福祉計画・第4期中央区障害児福祉計画」の策定作業を行う。
- ➡本日の協議会では、計画の概要や改定スケジュール、基本指針改正のポイントの説明に加え、次期計画の基本理念や現行計画における課題を踏まえた今後の取組の視点について、ご協議いただきたい。

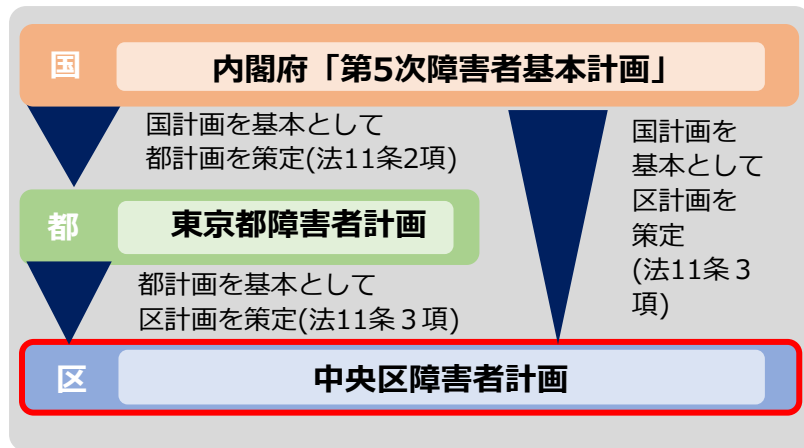
2 策定スケジュール



3 策定計画の種類

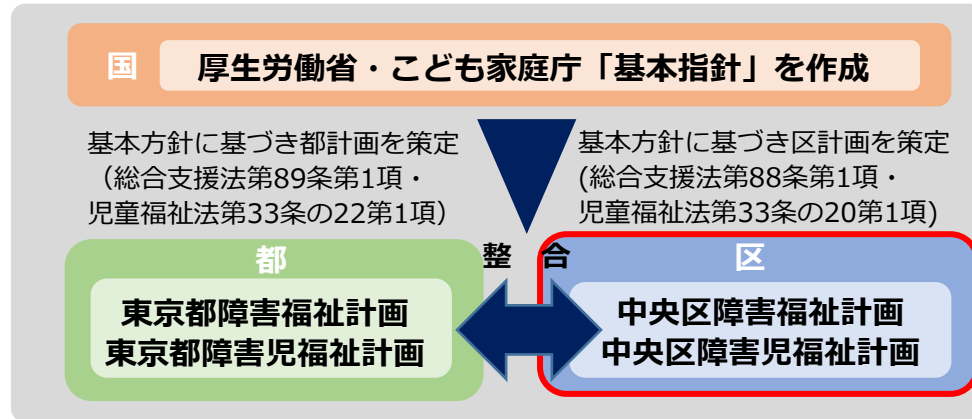
①障害者計画（障害者基本法）

- ✓ 障害者基本法に基づき、区の障害者施策を総合的かつ計画的な推進するための基本的な計画



②障害福祉計画・障害児福祉計画（障害者総合支援法・児童福祉法）

- ✓ 国の基本指針に基づき、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標、サービス必要量の見込み、その提供体制の確保を図るための計画（障害者計画の実施計画にあたる計画）

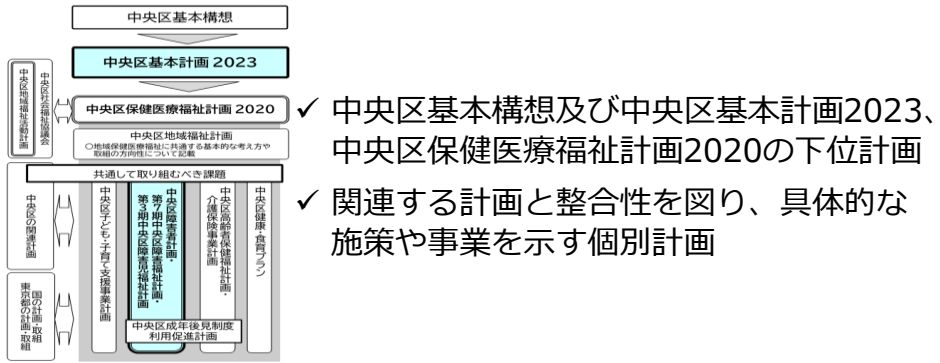


4 現行計画の概要

(1) 計画期間

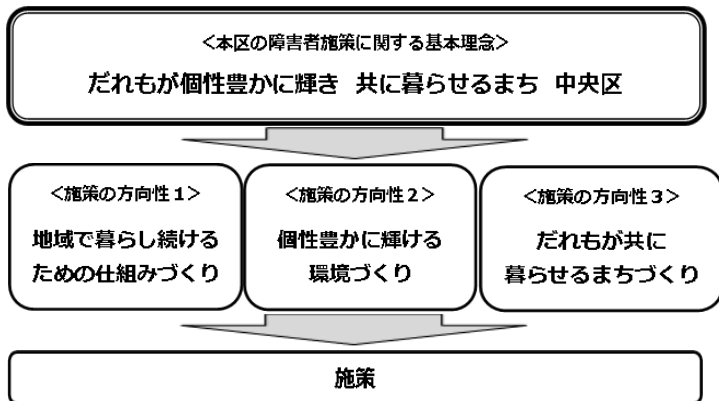
- ①中央区障害者計画
令和3年度から令和8年度まで(令和5年度に中間見直し)
- ②第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画
令和6年度から令和8年度まで

（２）計画の位置付け



（３）基本理念及び施策の方向性

「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の
基本理念の下、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための
仕組みづくり」「個性豊かに輝ける環境づくり」「だれもが共に
暮らせるまちづくり」を掲げ、障害者施策を推進



（4）施策体系

- ✓ 施策１～５では、多様なニーズ等に応じた適切な支援により地域で暮らし続けられるよう、相談支援体制や生活や育ちを支えるサービスの充実に資する施策を展開
- ✓ 施策６～８では、誰もが個性豊かに輝けるよう、就労支援、多様な活動への参加支援、切れ目のない一貫した育ちの支援に関連する施策を展開
- ✓ 施策９～１１では、共生社会実現に向けた障害者と地域の人々の交流を通じた心のバリアフリーの推進、障害者が尊厳と権利を守られ安全・安心の生活に資する施策を展開

施策の方向性	施策	主な取組
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) こどもの発達相談および障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供者間ネットワークの構築・支援
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達への推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センター「ゆりのき」を中心とした支援体制の充実 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別の教育支援計画、「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークづくりの推進 (4) 区長申立ての実施 (5) 障害者虐待防止の推進
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消法の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携 (5) 意思疎通支援の充実
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人々にやさしい空間づくり

5 基本指針改正について

☆厚生労働省とこども家庭庁では障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の基本となる「基本指針」令和7年度に改正

【基本指針改正の概要】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ✓ 従来の地域生活への移行支援に加え、重度障害者等も含め地域生活を継続するための支援を強化

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ✓ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、医療、福祉、住まい、就労等の関係機関の連携強化を推進

③福祉施設から一般就労への移行等

- ✓ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ✓ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ✓ 児童発達支援センターの設置のみならず、4つの中核的な支援機能が提供できる地域支援体制の整備を推進
- ✓ のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築の必要性を明記

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ✓ 基幹相談支援センターの設置促進やのぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ✓ 保健、医療、福祉サービスにつなげるための医療分野等との連携や当事者目線での支援（ピアサポート）の取組の重要性を記載

⑥住宅セーフティネット制度との連携

- ✓ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑦地域差の是正・指定の在り方等

- ✓ 自治体間のサービス格差是正や事業所指定・運営の適正化が課題として整理
- ✓ 地域差是正のため、利用割合が著しく高い地域のサービス見込量を全国平均の伸び率に留める算定方法の採用や、グループホーム等を対象とした総量規制の積極的な活用を求めている。
- ✓ ただし、重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

6 次期障害者計画の基本理念について

協議会で協議いただきたい事項①

【現障害者計画の基本理念】

「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」

«新たに盛り込む要素»

①**自己決定・意思決定支援の強化**：第5次障害者基本計画で障害者を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体」として明記されていることに加え、基本指針で「本人意見の尊重」や「本人の希望」などを各サービスの支援のプロセスにおいて考慮することを明記

②**地域生活支援の強化**：地域移行に加え、地域で安心して暮らし続けるための支援が基本指針で明確化

«修正のポイント»

①自己決定を意識したキーワードを追加

②地域生活支援の強化を踏まえ、「地域で継続して住み続けられる」を意識したキーワードを追加

【次期障害者計画の基本理念（案）】

「だれもが個性を尊重され、自分らしく輝き 安心して共に暮らせるまち 中央区」

«理念に盛り込まれている要素»

- ✓ だれもが：障害の有無に関わらず、インクルージョン
- ✓ 個性：お互いの違い、人格と個性
- ✓ 尊重され、自分らしく：自己決定・意思決定

- ✓ 輝き：活躍、社会参加、能力の発揮
- ✓ 安心して：地域における生活の継続
- ✓ 共に暮らせる：共生社会

7ー① 各施策における主な現状課題と今後の取組視点

協議会で協議いただきたい事項②

施策1 相談支援体制の充実 課 題 ○複合的な課題（経済的困窮、家族の介護問題等）を抱えた相談件数の増加 ○基幹相談支援センターにおける「相談員の育成および質の向上」等に重点を置いた取り組みの充実 ○基幹相談支援センター、ポケット中央の認知度が、令和4年度調査と同様に「知らない」の割合が、半数以上（身体障害者・難病患者、精神障害者等） 今後の取組視点（案） ○電話やメール、対面以外の相談体制の検討 ○基幹相談支援センターにおける相談員の育成および質の向上を目的とした研修会、事例検討会等の充実 ○基幹相談支援センターの事業所訪問を通じた専門的助言等による相談支援専門員との関係構築及び質の向上 ○区の相談支援に関する窓口の認知度向上に向けた周知 協議会でご議論いただきたいポイント ☆質の高い専門人材の確保に向けた取組の方策	施策3 育ちを支えるサービス等の充実 課 題 ○医療的ケア児の増加による、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）向け放課後等デイサービスの今後のニーズの増加 ○医療的ケア児の主たる養育者の現在の困りごとで「子どもの一時預かり・放課後支援に関すること」が約5割 ○「ペアレントメンター事業やピアサポート活動の充実」を希望した保護者が1割半ば ○養育者がサービス利用で困ったる不便と思うこととして「サービスに関する情報の少なさ」が4割、「利用方法がわかりづらい」が2割 今後の取組視点（案） ○重症心身障害児向け放課後等デイサービス事業所を含む障害児通所支援事業所間の連携（ノウハウ共有等）の促進 ○放課後等デイサービスの開設・運営支援のあり方の検討（見直し・拡充） ○ペアレントメンター等の取組による保護者への支援方法の検討 ○障害児通所支援の情報発信強化や障害児相談支援体制の強化（施策1） 協議会でご議論いただきたいポイント ☆事業者間連携（ノウハウ共有等）による支援員のスキル向上・維持に向けた取組の方策 ☆ペアレントメンター等の取組による保護者支援のあり方について
施策2 生活を支えるサービス等の充実 課 題 ○移動支援事業は通学・通所時間帯を中心に需要が供給を大きく上回っている ○通園・通学先から通所施設へ送迎できるサービスが欲しいという声が多い。 ○生活介護は重度化に対応できるサービス体制が不足 今後の取組視点（案） ○研修費助成による移動支援事業の支援者拡充 ○グループ支援型サービスの検討に向けたニーズや資源の有無などの調査 ○生活介護の利用ニーズを踏まえた今後のあり方の検討 ○将来の定員超過を見据えた、新規施設の開設に向けた民間施設の誘致 協議会でご議論いただきたいポイント ☆限られた人材を効果的に活用する方策の検討 ☆質の高い専門人材の確保に向けた取組の方策 ☆民間事業者の活用に向けた取組の方策	施策4 安心して住み続けるための支援の充実 課 題 ○今後の暮らしの希望は、知的障害者で「障害のある人たちやお世話してくれる人と一緒に暮らしたい（グループホームなど）」が多い ○将来の不安は、知的障害者で「親が亡くなった時のこと」の割合が5割半ば ○地域生活支援拠点における、重度化への対応や医療的ケアが必要な方の受入れ、緊急時の対応など 今後の取組視点（案） ○グループホームの区内参入に向けた取組の推進 ○親亡き後を見据えた体験入居や緊急時に備えた支援体制の整備 協議会でご議論いただきたいポイント ☆質の高い専門人材の確保に向けた取組の方策 ☆グループホーム入居需要の変化に応じた柔軟な対応を可能とする方策

7ー② 各施策における主な現状課題と今後の取組視点

協議会で協議いただきたい事項②

施策5 サービスの質の確保・向上
施策6 就労支援の充実
課 題
○「現在の暮らしの困りごと」として、精神障害者の約3割が「仕事のこと」、4割半ばが「お金のこと」と回答
○「就労先で何かしらの配慮がされていない」と感じている人が身体障害者と精神障害者の障害者雇用以外に人で約5割
今後の取組視点（案）
○就労支援センターの認知度向上や事業内容の周知
○就労定着に向けた障害当事者の就労支援事業所の活用や企業による就労環境の整備の促進
協議会でご議論いただきたいポイント
☆就労定着に向けた企業への支援の方策
施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援
施策8 育ちのサポートシステムの推進
課 題
○幼稚園・小中学校職員の職員向け講習会への参加率の低下
○子ども発達支援センターの相談や療育におけるニーズの多様化に伴い、より高度な知識習得や経験による、職員のさらなる専門性の向上
今後の取組視点（案）
○参加者の興味・関心のあるテーマの選定、事例検討や情報交換等を含めた内容にする等、講習会の実施方法について検討
○職員が実施した支援に対する振り返りと助言を通じた職員の援助技術向上を目的した外部の専門家や学識経験者を講師に迎えたスーパービジョンの実施※スーパービジョン 対人援助職(福祉、医療、カウンセリング等)において、経験の浅い専門職が、熟練した指導者から定期的な指導やサポートを受ける専門的なプロセス
協議会でご議論いただきたいポイント
☆地域における子ども発達支援センターを中核とする障害児支援に向けた、利用児やその家族を支援する職員のスキルアップの方策

施策9 障害者の権利擁護と虐待防止
施策10 心のバリアフリーの推進
課 題
○障害に対する区民の理解は、理解されていると感じる割合は2～3割台
○差別を感じたことがある人は、知的障害者で約5割、精神障害者等で3割半ば
○障害者団体の高齢化を課題と感じているとの声がある
今後の取組視点（案）
○児童と障害当事者による手話交流会を通じた児童の障害に対する理解向上
○地域の障害者理解促進に向けた連携・協力を推進していく
協議会でご議論いただきたいポイント
☆地域の障害者理解促進に向けた地域と連携について
施策11 安全・安心なまちづくりの推進
【その他】
新たに計画の取組に盛り込むべき視点
○保護者同士の交流をはじめ、介助を行う家族が心身を健康に維持し孤立を防止するための支援を充実させる必要がある
○18歳以上の夕方以降や障害児の長期休暇期間中の居場所確保の取組の検討
協議会でご議論いただきたいポイント
☆追加で盛り込む視点はありますか

 **本日まで議論いただきたい事項**

①各施策「協議会でご議論いただきたいポイント」の青字の項目に関連して「専門性のある質の高い人材の確保・育成の方策」について、委員の皆様のご経験から安定した質の高い人材確保に向けた今後の取り組みの方策について、ご意見いただきたい。

②各施策「協議会でご議論いただきたいポイント」の黒字の項目について、ご意見いただきたい。

6